

食品を取り扱う

臨時営業を営む皆様へ

2021年

6月1日から

食品衛生関係の制度が変わります。

イベント・お祭り
などに出店する方は
ご確認ください。



菓子製造業と喫茶店営業が

飲食店営業



に統一され、一部の業種が

許可から届出に変わります。

従来、菓子製造業又は喫茶店営業の許可だった業態も、取得する許可の種類は飲食店営業になります。

また、これまで営業許可・登録が必要だった、乳類、弁当、包装食肉・包装魚介類等の販売は営業許可・登録が不要になり、代わりに届出をしていただくこととなります。(詳しくは裏面をごらんください。)

届出は無料です。臨時営業の場合は紙の届出書により、営業を行う区の保健センターに提出してください。

野菜の販売(焼き芋、スイカのカットなどの簡易な加工も含む)、包装されたパンの販売、綿あめの販売など、これまで営業許可が不要だった業態も、保健センターへの届出が必要になります。



野菜や加工品などの販売は、

保健所への届出



が必要になります。

食品を扱う営業には

食品衛生責任者



の資格が必要になります。

*調理師、栄養士等の資格をお持ちの方などは、講習会を受講することなく食品衛生責任者になることができます。

これまで、テントやプレハブで仮設営業を行う場合は、固定店舗と違い食品衛生責任者の設置が免除されていました。

しかし今後は、許可及び届出すべての臨時営業店舗において食品衛生責任者の資格が必要になります。

資格を保有していない方は、食品衛生責任者養成講習会を受講し、資格を取得しましょう。講習会のお問合せ:

(一社)札幌市食品衛生協会
電話 011-614-8088



*スナック菓子など、常温保存可能でかつ包装された食品を仕入れてそのまま販売する場合は、これらの制度の対象外です。
*平成30年の食品衛生法の一部改正により制度が変わり、令和3年6月1日から完全施行となります。

詳しくは保健センターへお問い合わせください。

臨時営業の許可業種が変わり、届出制度が始まります。

2021年
6月1日以降の
営業から

これまで

営業許可・登録

飲食店営業

例) たこ焼き、焼き鳥

菓子製造業

例) チョコバナナ

喫茶店営業

例) ジュース、かき氷

包装食肉販売業

例) 冷凍ジンギスカン

包装魚介類販売業

例) 冷凍刺身用ホタテ貝柱

食品販売業

例) 弁当の販売

手続き不要

野菜の販売

包装されたパンや賞味 期限の短い菓子の販売

缶ビール、カップ麺など、 常温で長期間保存が可 能な包装食品の販売

これから

営業許可

飲食店営業

- ・品目に関わらず、飲食店営業に統一されます。
- ・営業する区の保健センターへの申請が必要です。
- ・手数料は3,000円で変更ありません。
- ・食品衛生責任者資格が必要です。

営業届出

- ・届出様式に記入し、営業する区の保健センターに提出してください。
- ・手数料は無料です。
- ・許可証等の交付はありません。
- ・食品衛生責任者資格が必要です。

手続き不要

※保健センターへの手続きなく販売
できます。



札幌市
手洗い・うがい
啓発キャラクター
「しろくま忍者」